

重要事項説明書

訪問看護ステーション花ほたる（訪問看護・介護予防訪問看護）

当事業所はご契約者（ご利用者）に対して訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所職員体制	2
4. 事業の実施地域及び営業時間	2
5. サービスの内容	3
6. サービス利用に関する留意事項	3
7. 利用料金及びお支払方法	4
8. 利用の中止、変更、追加	4
9. 事故発生時の対応	5
10. 苦情・相談について	5
11. 個人情報の保護について	6

1. 事業者

- (1) 事業者名 株式会社 作松
(2) 事業者所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南16138番地12
(3) 電話番号 0983-21-3800
(4) 代表者氏名 代表取締役 小野真介
(5) 設立年月 平成 20年 2月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 訪問看護ステーション花ほたる
(2) 事業所番号 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
宮崎県指定 第4562090086号
(3) 事業所の所在地 宮崎県児湯郡川南町大字平田1428番地8
(4) 電話番号 0983-27-3370
(5) 管理者名 財満 ひろみ

(6) 当事業所の運営方針

- ① 利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 利用者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思および人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 訪問看護の実施に当たっては、保健医療機関、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 前項のほか、「指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(7) 開設年月 平成 27年 4月

3. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供する職員として以下の職員体制としています。

職種	常勤	非常勤	資格等
管 理 者	1 (兼務)		看護師
訪問看護師	2 (1 兼務)	0	看護師
	3 (1 兼務)	0	准看護師

4. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 川南町・都農町・高鍋町・新富町・木城町
西都市の一部・日向市の一部

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～日（祝祭日を含）
営 業 時 間	8：30～17：30 ※緊急時は随時対応致します。
24時間緊急時体制	0983-27-3370 ※夜間は携帯電話へ転送されます。

5. サービスの内容

- (1) 医師の指示に基づき、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画をたてサービスを実施致します。

【内容】

1. 療養上の世話（清潔援助、排泄援助、食事援助等）
 2. 病状・障害の看護（バイタルサイン測定、状態観察等）、医師への報告
 3. 医師の指示のもとに行う診療の補助（点滴・注射、褥瘡予防・処置、経管栄養、カテーテル等の管理、痛みの管理、酸素療法管理、その他指示による医療処置等）
 4. 医療器具装着中の観察、管理、指導
 5. ターミナル期・認知症の看護
 6. リハビリテーション
 7. 療養生活や介護方法等の指導・家族支援
 8. 他のサービス事業者との連携、調整
 9. その他
- (2) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画については、利用者または家族に説明し、同意をいただきます。
- (3) このサービスの提供に当たっては、指示の医療機関と連携をし、状態の改善・維持もしくは悪化の予防に努め、適切にサービスを提供いたします。
- (4) サービスの提供は、丁寧に行い分かり易いように説明いたします。もし分からないことがあれば、いつでも職員にご質問ください。

6. サービス利用に関する留意事項

- (1) 訪問看護の利用には必ず医師の指示が必要です。かかりつけ医のない場合は、ご相談に応じます。
- (2) サービス提供に当たっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供いたします。
- (3) サービス実施時、ご契約者様は「5. サービスの内容」で定められた業務以外は依頼することはできません。
- (4) 医療処置に必要な衛生材料等は、かかりつけの医療機関より支給、または自費購入をお願いいたします。
- (5) 訪問当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、利用者・ご家族と相談の上サービス内容の変更を行います。
- (6) 訪問看護師の禁止行為
訪問看護師はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者またはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ②利用者またはご家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体保護をするため緊急やむ得ない場合を除く）
 - ⑥利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (7) 被保険者証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定の更新や変更を行った時等、生活保護・公的負担医療の受給取得または喪失した時は、速やかに事業所に連絡して下さい。

7. 利用料金及びお支払方法

- (1) 介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1～3割です。ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。任意契約による訪問看護は、全額自己負担になります。

※個別の利用料金は別紙に記載いたします。

- (2) 利用料、その他の費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求いたします。下記のいずれかの方法でお支払ください。

1) 自動引き落とし（毎月20日引き落とし ※手数料は当社が負担します。）

2) 事業者指定口座への振込（※お振込み手数料は利用者様負担となります。）

金融機関	宮崎銀行	支店名	延岡営業部
預金種別	普通	口座番号	339542
口座名義	株式会社 作松 代表取締役 小野真介		

8. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を有効期限内であっても中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住いの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を講じます。万が一事故が発生し、利用者又はご家族の生命・身体・財産に損害を生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害賠償します。

ただし、利用者又はご家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

10. 苦情・相談について

サービス内容及び個人情報取り扱いに苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡下さい。

【事業所窓口】 訪問看護ステーション 花はたる	所在地：川南町大字平田 1428 番地 8 TEL0983-27-3370 FAX0983-21-3801 受付時間 8:30～17:30 担当：財満 ひろみ
【市町村窓口】 ①川南町役場 ②都農町役場 ③高鍋町役場 ④木城町役場 ⑤新富町役場 ⑥日向市役所	①0983-27-8007 ②0983-25-5714 ③0983-26-2008 ④0983-32-4734 ⑤0983-33-6056 ⑥0982-52-2111
【行政機関】 ①宮崎県国民健康保険団 体連合会 ②宮崎県福祉保健部長寿 介護課 ③宮崎県福祉保健部医務 薬務課	所在地：宮崎市下原町 231 番地 1 TEL0985-35-5301 FAX 0985-25-2868 受付時間 8:30～17:00 所在地：宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 TEL0985-26-7059 FAX 0985-26-7344 受付時間 8:30～17:00 所在地：宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 TEL0985-26-7079 FAX 0985-26-7336 受付時間 8:30～17:00

11. 個人情報の保護について

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が諸記録の作成、サービス提供及び状態説明に必要な場合。
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合。主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは

は介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答する場合。

- (3) サービス提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合。

※医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出等

※研修協力（事前に確認し、同意を得る）

2. 個人情報の保護

- (1) 収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のものと処分する。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。事業所及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での訪問看護の提供以外の目的では原則的利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し了解を得た上で同意する文書に署名を受けるものとする。

令和 年 月 日

訪問看護開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づき、重要事項の説明を致しました。

宮崎県児湯郡川南町大字平田 1428 番地 8

訪問看護ステーション花はたる

管理者 財満 ひろみ ㊞

説明者 財満 ひろみ ㊞

私は、本書面により、本事業者から訪問看護利用に際し、上記の説明書に基づいて事業者からの重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ ㊞

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ ㊞

(続柄:)

訪問看護ステーション花ほたる指定訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社作松（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション花ほたる（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定訪問看護の実施に当たっては、保健医療機関、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 訪問看護ステーション花ほたる

（2）所在地 宮崎県児湯郡川南町大字平田1428番地8

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤、看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮監督を行う。

（2）看護職員 常勤換算2.5人以上（うち1人は管理者と兼務）

看護職員は、主治医の指示のもと、看護職員（准看護師は除く）は居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行い、看護職員は指定訪問看護を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から日曜日までとする。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡・相談が可能な体制とする。

（事業の内容）

第6条 事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として次のとおりとする。

（1）利用者の希望、主治医の指示及びケアプラン、心身状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為、具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明するものとする。

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 日常生活の療養上の世話・介助方法の指導
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ 看護業務の一環としてのリハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置等

(3) 訪問看護報告書の作成を行う。

(4) 主治医等関係者への情報提供を行う。

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合、指定訪問看護利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1～3割の額とする。

2 事業者は以下の場合はその他の利用料として、次の支払いを利用者から求めるものとする。

(1) 第8条の通常の事業の実施地域を超えて指定訪問看護を行った場合に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収し、自動車を使用した場合は、1キロメートルごとに20円徴収する。ただし、中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算を算定する場合はこの限りではない。

(2) 死後の処置料は10,000円徴収する。

3 指定訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し事前に費用内容及び金額について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名及び押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川南町、都農町、高鍋町、木城町、新富町、西都市、日向市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、看護職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業者は、指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員は指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を行うとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、

利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での指定訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、了解を得た上で同意する文書に署名を受けるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第13条 事業者は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年2回

2 事業所は、指定訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止規定）

第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所における虐待のための指針を整備すること。

4 事業所において職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

5 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事業継続計画）

第15条 事業所は業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害発生した場合でも利用者が継続して指定訪問看護サービスの提供を受けられるよう、BCP策定災害委員会を設置する。委員会は、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修を実施するものとする。

（衛生管理）

第16条 事業所は感染症の予防及び蔓延防止に努め、BCP策定委員会においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（附 則）

この規程は、令和元年5月20日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日に第14条・15条・16条を追加して施行する。